

広島県告示第六百十一号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第一百五十八号）第五十五条第一項第二号ロの規定によつて、平成十三年広島県告示第六百七十五号で定めた加入区（区域及び区分）を次のとおり変更する。

平成二十四年七月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

変		区	第二号漁業坂町区域 (坂町漁業協同組合 の地区)	
更		域		
前		区	一 主として、一そ うぐり網を営む漁 業	二 一に掲げる漁業 以外の漁業
後		分		
変		区	坂町区域 (坂町漁業協同組合 の地区)	
更		域		
後		区	一 総トン数一〇ト ン未満の漁船によ り主としてまき網 を使用して営む漁 業	二 総トン数一〇ト ン未満の漁船によ り主として刺し網 を使用して営む漁 業
後		分	三 一、二に掲げる 漁業以外の漁業	